

千葉市公共施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、千葉市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」といいます。）を利用して、千葉市及び指定管理者（以下「市等」といいます。）が管理する公共施設の予約申込等をする際に必要となる利用者登録を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 施設予約システムを利用して施設の予約申込等を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市等は施設予約システムによるサービスを提供します。施設予約システムに利用者登録をされた団体は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、施設予約システムをご利用いただくことはできません。

(利用者登録の対象者)

第3条 施設予約システムに利用者登録をすることができる者は、別表に掲げる各施設を使用することができる団体とします。

(利用者登録の申請)

第4条 施設予約システムの利用を希望する団体は、主に利用する施設の窓口へ所定の申請書等を提出して利用者登録の申請を行うものとします。この場合において、団体の代表者本人を確認できる書類等（運転免許証、住民基本台帳カード、学生証など）を提示するものとします。

(利用者IDの発行等)

第5条 市等は、利用者登録ができる各窓口において、前条の規定により提出のあった申請書等の申請内容について審査を行い、利用者として承認する場合は、申請内容及び利用者IDを施設予約システムに登録し、登録内容が確認できる書面を発行します。

2 前項の規定により発行された利用者IDは、別表に掲げる全施設共通のものとなります。

(施設の利用登録)

第6条 前条の規定により、利用者登録をされた団体（以下「利用者」といいます。）が施設の予約申込等を行うに当たっては、利用施設の登録が必要です。

2 利用施設の登録は、利用を希望する施設の窓口へ所定の申請書を提出して行うものとします。ただし、利用者登録の申請の際に利用施設の登録を行った施設については、この限りではありません。

3 利用施設の登録の申請は、施設区分ごとに複数施設を一度に行うことができるものとします。

(利用者ID及びパスワードの利用及び管理)

第7条 利用者は、利用者ID及びパスワードを施設予約システムに入力することにより、予約申込等の手続を行うことができます。

2 施設予約システムを利用するための利用者ID及びパスワードは、非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1) 利用者ID及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。
- (3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。
- (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに利用者登録を行った施設に連絡し、その指示に従ってください。

3 市等は、これら厳重に管理された利用者ID・パスワードにより行われた手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用者登録の変更)

第8条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、利用者登録申請を行った施設の窓口に対して遅滞なく変更内容が確認できる書類等を提示のうえ、所定の届出書を提出して、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録の有効期間)

第9条 利用者登録の有効期間は、平成28年3月31日までとします。ただし、施設の利用登録の有効期間については、施設ごとに定めることとします。

(利用者登録の廃止)

第10条 利用者は、利用者登録の廃止を希望するときは、利用者登録申請を行った施設の窓口对所定の届出書等を提出するものとします。

(利用者登録の抹消)

第11条 市等は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされた場合
- (2) 本規約に重大な違反をした場合
- (3) 登録者が第3条に規定する利用者登録の対象者に該当しなくなった場合
- (4) その他利用者として不適当と認めた場合

(施設及び利用方法)

第12条 施設予約システムにより予約申込等手続を行う対象となる施設及び予約申込等手続の具体的な方法については、別に定めるものとします。

(禁止事項)

第13条 本システムの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを施設予約以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人のID、パスワード等を不正に使用すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止行為に対する防御措置)

第14条 市等は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合、又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムの停止等、必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第15条 市等は、利用者が施設予約システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 市等は、その裁量において、本システムの改修、運用停止、中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、このことを行ったために生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。

3 利用者が使用するパソコンの障害、不具合、通信回線上の障害、その他、市等の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害、及び、利用者が第三者に与えた損害に対して、市等は一切の責任を負いません。

(著作権)

第16条 本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁じます。

(個人情報の保護)

第17条 市等は、利用者の申請に基づき収集した個人情報について、次項又は法令若しくは条例の定めによる場合を除き、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

2 市等は、利用者の申請に基づき収集した個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、施設予約システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として利用する場合があります。

(登録情報の字体)

第18条 提出された登録申請書の記入字体が、施設予約システムで取扱い困難である場合、施設予約システムで表示される字体及び郵送物等の字体は標準の字になります。

(準拠法及び管轄)

第19条 本規約は、日本国法に準拠するものとします。また、施設予約システムの利用又は本規約に関して利用者と市等の間を生ずるすべての紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第20条 千葉市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に施設予約システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

(その他)

第21条 その他必要な事項については、千葉市が別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成25年9月1日から施行します。

別表（第3条関係）

施設区分	所在区	施設名
公民館	中央区	松ヶ丘、生浜、新宿、宮崎、葛城、末広、椿森、川戸、星久喜
	花見川区	幕張、花園、犢橋、検見川、花見川、さつきが丘、こてはし台、長作、朝日ヶ丘、幕張本郷
	稲毛区	小中台、黒砂、轟、稲毛、千草台、草野、山王、都賀、緑が丘
	若葉区	千城台、更科、白井、加曽利、大宮、みつわ台、若松、桜木
	緑区	誉田、椎名、土気、越智、おゆみ野
	美浜区	稲浜、幕張西、磯辺、幸町、高浜、打瀬
コミュニティセンター	中央区	中央、中央（松波分室）、蘇我
	花見川区	畑、幕張、花島
	稲毛区	穴川、長沼
	若葉区	都賀、千城台
	緑区	鎌取、土気あすみが丘プラザ
	美浜区	高洲、真砂